

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十四年四月六日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイレックス久世店

所在地 真庭市久世字花蔵二九三五一一

2 届出者の氏名及び住所

(1) 氏名 藤田 清博

住所 真庭市鍋屋一〇六一七

(2) 氏名 藤田 桂吾

住所 真庭市鍋屋一〇六一七

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 三十四台（駐輪場一 三十四台）

(変更後) 三十六台（駐輪場一 二十四台、駐輪場二 十二台）

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設一 午前六時から午後九時まで

荷さばき施設二 午前六時から午後九時まで

(変更後)

荷さばき施設一 午前六時から午後九時まで

荷さばき施設二 午前零時から午後十二時まで

4 変更年月日

平成二十四年三月二十九日

二 届出年月日

平成二十四年三月二十九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十四年四月六日から同年八月六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び真庭市産業観光部商工観光課